

津山工業高等専門学校聴講生規程

〔昭和63年2月1日〕
規程第2号

改正 平成元年6月28日規程第10号 平成16年4月1日規程第23号
平成22年11月30日規程第21号

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校(以下「本校」という。)学則第53条第2項の規定に基づき、この規程を定める。

(入学資格)

第2条 聴講生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学時期)

第3条 聴講生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 聴講生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、所定の期間内に校長に願い出なければならない。

- (1) 聴講生入学願書(別紙様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書
- (4) 現に職を有する者は、勤務先所属長の承諾書

(入学者の選考)

第5条 校長は、前条の入学志願者について本校の入学試験委員会に諮り、合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付し、所定の書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の手続を完了した者について入学を許可する。

(聴講期間)

第7条 聴講生の聴講期間は、入学を許可された当該年度内とする。

(聴講科目)

第8条 聴講生が聴講できる科目は、原則として実験及び実習以外の科目とする。

(証明書の交付)

第9条 校長は、聴講生の申請により聴講終了証明書を交付することができる。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 聴講生の検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(平成16年度独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号)に定める額とする。

第11条 既納の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、津山工業高等専門学校学則及び学内諸規則を準用する。

附 則

この規程は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則(平成元年6月28日規程第10号)

この規程は、平成元年6月28日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則(平成16年4月1日規程第23号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月30日規程第21号)

この規程は、平成22年11月30日から施行する。

別紙様式（第4条関係）

聴講生入学願書

年 月 日					
津山工業高等専門学校長 殿					
このたび、貴校に聴講生として入学したいので、許可くださるようお願い します。					
ふりがな 氏名	〒			写真貼付 半身脱帽 申請の日以前 6か月以内に 撮影したもの	
生年月日	年 月 日生			電話	
現住所					
希望する聴講科目					
授業科目	開設学科	曜日	時限	単位	担当教員

欄は記入しないでください。